

任意の風しん予防接種費用の一部を助成します

風しんは、妊娠初期の女性が感染すると、難聴や心疾患、白内障、聴力障害を持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。先天性風しん症候群の予防を目的として風しんの予防接種を希望する対象者に対して助成を行います。

助成申請期間 接種日から6か月以内

対象者 接種日において玉城町に住所を有し、下記に該当する方

- ① 妊娠を希望している女性で風しん抗体価が低い方
- ② ①の同居者で風しん抗体価が低い方
- ③ 風しん抗体価が低い妊婦の、同居者（同居者の抗体価は問いません）

※風しん抗体価が低いとは、HI法で32倍未満、EIA法で8.0未満など

助成金額 上限5,000円（1人1回限り、今までに助成を受けたことが無い方）

対象ワクチン 風しん単抗原ワクチン、または麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）

申請方法 医療機関で接種後、下記の必要書類を窓口へ申請してください。

＜申請に必要なもの＞

- ・申請書
- ・領収書原本（接種ワクチンの種類、金額など内容のわかるもの）
- ・申請者の振込口座のわかる通帳ページの写しなど
- ・印鑑（窓口で申請される方）
- ◆対象者①の場合：本人の風しん抗体価が低いことがわかる書類
- ◆対象者②の場合：妊娠を希望する女性と、接種者本人の風しん抗体価が低いことがわかる書類
- ◆対象者③の場合：妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類（母子手帳の妊婦検診時の検査結果でも可）

※なお、風しん抗体価が不明な人に対して三重県による抗体検査事業が実施される予定です。詳細は、三重県ホームページでご確認下さい。

＜注意事項＞

妊娠している女性及び妊娠している可能性がある女性は予防接種を受けることができません。

また、予防接種1カ月前と予防接種後2カ月は妊娠を避ける必要があります。

※この予防接種は「定期接種」ではなく、接種を希望される方のみが接種する「任意接種」です。入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害がおきた場合は「予防接種法」に基づく救済制度ではなく、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」による救済となります。接種を希望される方は、予防効果や副反応について十分にご理解のうえで接種するようお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞ 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室（保健福祉会館内）

Tel.0596-58-8000